平成２２年（フ）第３５７号
沖縄県浦添市西原１丁目７番12―301号　メゾン西原Ｔ－１
債務者　宮国　　繁
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２２号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目６番地　市営住宅Ａ４－１－２
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
青森県八戸市大字白銀町字砂森58番地１　荒川住宅３号、前住所福島県二本松市中里249番地１　レオパレス中里108
債務者　水野　祐滋
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目12番３―108号
債務者　山手　宣子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４９号
宮城県白石市字東大畑87番地　１―205
債務者　梶川　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４９１号
秋田市土崎港北３丁目９番11号　ハイツほさか202号
債務者　近藤みどり
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１２号
秋田市広面字樋ノ沖35番地２
債務者　杉本　裕孝
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９号
茨城県鹿嶋市宮中5176番地８
債務者　加福　イト
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３２号
茨城県神栖市大野原２丁目29番18号　パークハイツＢ201
債務者　波塚　早苗
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３８号
茨城県神栖市矢田部9579番地
債務者　伊橋　弘行
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３９号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘１丁目14番地７　サン・ガーデン旭ヶ丘Ａ201
債務者　川上　純二
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２３号
長野県茅野市玉川927番地239　県住1223号
債務者　加藤　清美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５７６号
京都市山科区西野八幡田町９番地の２　八幡田マンション303号
債務者　安田栄美子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０８号
京都市西京区大枝沓掛町８―15　緑山荘山田403、住民票上の住所静岡市葵区北安東４丁目３番26―101号
債務者　武田　京子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２０号
京都市伏見区竹田醍醐田町７番地10　竹田ロイヤルハイツ202
債務者　松村　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４５号
京都市左京区岩倉花園町264番地　アレックスビルⅦ403号
債務者　三浦　孝之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５４号
京都市右京区太秦前ノ田町20番地７
債務者　味処東山こと　東山　慶三
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係